

令和7年第11回大野町農業委員会議事録

令和7年11月6日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第11回大野町農業委員会を大野町総合町民センター大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 議第31号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議第32号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第33号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第34号 農用地利用集積等促進計画について

出席農業委員（11名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
| 15番 飯沼 良一 委員 | | |

欠席農業委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 久保田 静真 委員 |
| 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 田代 定 委員 |
| 所 勝重 委員 | 野津 正明 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 宮嶋 博幸 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年11月6日 午前9時30分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を13番の清水誠委員、2番の馬淵徳次委員にお願いしたいと思います。それでは報第18号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第18号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で39㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で220㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で3,308㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。7筆で11,429㎡でございます。

5番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。7筆で1,907㎡でございます。

報第18号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第18号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第31号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第31号の議案説明〕

○事務局

議第31号につきましては、大野町全体を対象としました農業振興地域整備計画の変更であります。土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から計画を策定する際、また変更をする際には農業委員会に意見聴取することとなっております。

本案件につきましてはすでに令和6年度にご審議いただいている所ですが、内容に変更がございますので、再度のご審議をいただきます。

〔事務局 議第31号の詳細説明〕

○事務局

A-1の1番の案件につきましては、一般個人住宅として申請されました。1筆で496㎡の内314㎡でございます。

A-2の1番の案件につきましては、分家住宅として申請されました。1筆で3,477㎡の内299.63㎡でございます。

A-2の2番の案件につきましては、自己用住宅として申請されました。1筆で100㎡でございます。

A-2の1番から2番については27号計画に位置づける必要がある案件となります。

A-2の3番から125番については、工場用地造成事業にかかる除外案件となります。123筆で140,991㎡でございます。

○議長（目加田菊次会長）

A-1の1番、A-2の1番から125番につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第31号A-1の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（目加田菊次会長）

議第31号A-2の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

議第31号A-2の2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

議第31号A-2の3番から125番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第32号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第32号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は33,305㎡となります。担当推進委員は河田委員でございます。

担当推進委員は田代委員でございます。

議第32号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第32号の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第32号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第32号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第33号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第33号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するため申請されました。担当推進委員は野津委員でございます。

議第33号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第33号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第33号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

続きまして議第34号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第34号の議案説明〕

○事務局

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、令和7年10月31日付文書にて農業委員会の意見

を求められたもので、農業委員会の意見を決定するものです。

[事務局 議第34号の詳細説明]

○議長（目加田菊次会長）

議第34号につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第34号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については12月4日16時00分より行います。よろしくお願ひします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第11回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 清水 誠



委員 馬淵 徳次

